

行政書士・社会保険労務士和田修事務所

報酬額表

令和5年8月～

各種保険新規加入代行報酬

労災保険	22,000 円
労災保険 2 番号以降	+ 11,000 円
労災保険特別加入 (顧問先のみ対応)	0 円
雇用保険	22,000 円
社会保険	44,000 円

保険料が別途必要です。

助成金申請代行

	顧問先	顧問先以外
着手金	0 円	33,000 円
成功報酬額	受給額の 10 % + 税	受給額の 20 % + 税
最低報酬額	0 円	33,000 円

就業規則等作成料金

	通常料金	顧問先 特別料金
就業規則作成・変更（シンプル）	132,000 円	88,000 円
就業規則作成・変更（スタンダード）	396,000 円	220,000 円
パートタイム等就業規則	132,000 円	66,000 円
* 本則とセットの場合	110,000 円	44,000 円
その他非正規社員用就業規則	応相談	応相談
賃金規程	88,000 円	44,000 円
旅費規程	66,000 円	33,000 円
育児・介護休業規程	66,000 円	33,000 円
退職金規程（標準的なもの）	55,000 円	27,500 円
その他の規程	応相談	応相談

* 作成前に必ずお見積もりをします。

各プランの説明

当事務所では就業規則の作成に関して2つのプランをご用意しておりますので、ご希望をお知らせください。

シンプル 作成目安1週間～2週間程度

最新法令に適合した当事務所作成の就業規則ひな形を使用し、労働法令に違反しない範囲の一般的なリスクに対応する就業規則を短時間で納品するプランです。

スタンダード 作成目安2～3ヶ月程度

最新法令に適合することはもちろん、御社の理念、方針、ご希望、社風、現状等をお伺し、御社独自の就業規則をオーダーメイドで作成します。条文の1条1条をご説明いたします。

就業規則プラン比較表

	シンプル	スタンダード
労働法令リスク対応度		
社内リスク対応度		
就業規則作成(変更)届の作成	×	
就業規則意見書原案の提供	×	
行政への届け出代行	×	
専用ファイルでの納品	×	○
1年間メンテナンス	×	○
ワードデータ納品		
条文のご説明		
従業員からのご質問対応	×	○
作成期間	1週間～2週間	2か月～3か月

労働保険・社会保険 スポット料金

案件	基本報酬額
労働保険年度更新（更新）	33,000～
労働保険各種変更届	16,500～
入社保険手続き	22,000～
雇用契約書作成	16,500～
退社保険手続き	16,500～
離職票作成（退社手続きに加算）	11,000～
社会保険算定基礎届（更新）	33,000～
社会保険各種変更届	16,500～
労災対応（33,000円～	協議
出産育児一時金（差額）請求	33,000～
傷病手当金請求	33,000～
高額療養費限度額認定書請求	16,500～
役所の調査同行（55,000円～	協議
調査対応・是正勧告・指導対応（66,000円～	協議

顧問先は無料です。基本報酬額ですので、加算される場合があります。
金額は基本1名単位です。

建設業許可代行報酬

業務名	報酬額	許可手数料	合計額
知事許可・新規 (法人・個人)	¥165,000	¥90,000	¥255,000
知事許可・更新	¥77,000	¥50,000	¥127,000
知事許可・業種追加 (資格で申請)	¥77,000	¥50,000	¥127,000
知事許可・業種追加 (実務経験で申請)	¥110,000	¥50,000	¥160,000
一部業種廃止	¥16,500	-----	¥16,500
役員変更届	¥16,500	-----	¥16,500
住所変更届	¥16,500	-----	¥16,500
社名変更届	¥16,500	-----	¥16,500
経管変更届	¥22,000	-----	¥22,000
技術者変更届 (資格で申請)	¥22,000	-----	¥22,000
技術者変更届 (実務経験で申請)	¥55,000	-----	¥55,000
知事許可・決算変更届	¥44,000	-----	¥44,000

建設業許可は許可申請時に許可手数料のみをお預かりして、許可書と引き換えに
当事務所報酬をいただく**成功報酬型**です。

入札関係代行報酬

業務名	報酬額	手数料	小計額	備考
決算変更届	¥44,000	-----	¥44,000	
経営事項審査	¥22,000	¥13,300	¥35,300	
経営規模等評価申請	¥55,000	¥11,000 ~	¥44,000 ~	* 1業種増えるごとに + 2,500 円
入札参加資格申請	¥33,000 ~	-----	¥33,000 ~	* 1か所増えるごとに + 33,000 円
合計	¥154,000 ~	¥24,300 ~	¥178,300 ~	

電気工事業登録

業務名	報酬額	許可手数料	合計額
電気工事業新規登録	¥44,000	¥22,000	¥66,000
電気工事業変更届	¥16,500 ~	無料	¥16,500 ~
みなし電気工事業開始届*	¥44,000	無料	¥44,000

* 建設業許可をもっている業者のみ

一般社団法人設立

	報酬額*	公証人手数料	登録免許税	合計
一般社団法人設立	110,000	52,000	60,000	222,000

* 司法書士登記費用も含んでおります。

* 印鑑代、印鑑証明費用として別途2～3万円必要です。

労働者派遣事業

	報酬額	収入印紙	登録免許税	合計
新規許可	220,000	120,000	90,000	430,000
更新	110,000 * 77,000	55,000	0	165,000 * 132,000
各種変更届	16,500 ~	0	0	16,500 ~
派遣業報告書 (決算・年度・6月)	66,000 * 44,000	0	0	66,000

* 社労士顧問先

* いずれも税込です。

有料職業紹介

	報酬額	収入印紙	登録免許税	合計
新規許可	165,000	50,000	90,000	305,000
更新	110,000 * 77,000	18,000	0	128,000 * 95,000
各種変更届	16,500 ~	0	0	16,500 ~
事業報告書	66,000 * 44,000	0	0	66,000 * 44,000

* 社労士顧問先

* いずれも税込です。

派遣・有料職業紹介顧問

派遣業顧問	月額 18,150 円 (顧問先 11,000 円)
職業紹介顧問	月額 16,500 円 (顧問先 5,500 円)

*更新は割引料金となります。

*いずれも税込です。

顧問契約の内容（派遣業の場合）

- ・労働者派遣業各種変更届の作成
- ・事業報告書（3種）の作成
- ・実地指導の立ち合い及び事後報告
- ・労働者派遣業の各種契約書ひながたの提供及びチェック
- ・労働者派遣業制度に関する相談
- ・事務所だよりの送付（毎月）
- ・人事労務管理に関する相談
- ・労働保険・社会保険に関する相談（手続きはなし）
- ・労使トラブルに関する相談

顧問契約の内容（有料職業紹介の場合）

- ・有料職業紹介各種変更届の作成
- ・事業報告書の作成
- ・実地指導の立ち合い及び事後報告
- ・有料職業紹介の各種契約書ひながたの提供及びチェック
- ・有料職業紹介に関する相談
- ・事務所だよりの送付（毎月）
- ・人事労務管理に関する相談
- ・労働保険・社会保険に関する相談（手続きはなし）
- ・労使トラブルに関する相談

産廃収集運搬

	報酬額	証紙	合計
新規	143,000	81,000	224,000
積替え保管あり	198,000	81,000	279,000
市 + 県	253,000	162,000	415,000
積替え保管あり	308,000	162,000	470,000
更新	77,000 ~	73,000	150,000 ~
各種変更届	16,500 ~	0	16,500 ~

建設業キャリアアップ 費用の目安

* それぞれ必要となります。

* 登録手数料、郵送料が別途必要です。

事業所登録 38,500円

技術者登録 1人目 22,000円

2人目以降 1人につき11,000円

技術者登録

(以後自社で) 初回設定・助言 22,000円

障害者総合支援法・児童福祉法 指定関係

	報酬額	指定関係顧問
新規指定	330,000	220,000
2 か所目以降新規指定	----	165,000
定員変更	110,000～	77,000～
更新	110,000	77,000
加算の変更届	33,000～	原則無料
その他の変更届	33,000～	原則無料
処遇改善加算計画	55,000～	原則無料
処遇改善加算実績報告	88,000～	原則無料
実地指導立ち合い	77,000～	原則無料

障害者総合支援法・児童福祉法 指定関係顧問

2021年までに契約の事業所は2023年4月～

2022年に契約の事業所は2024年4月～

	社労士の顧問なし	社労士の顧問有
合計1か所(1番号)	22,000	16,500
合計2か所(2番号)	27,500	22,000
合計3か所(3番号)	33,000	27,500
合計4か所(4番号)	38,500	33,000
それ以上	協議	協議

障害年金申請代行報酬

一般の方

障害年金額の月額相当分の2か月分 + 税

または

143,000円

のいずれか高い額

顧問先および顧問先関係者の方

障害年金額の月額相当分の1か月分 + 税

または

110,000円

のいずれか高い額

遺族年金

55,000円～